

鎌倉市物価高騰等に伴う介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所 支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食材費や光熱費等を含む物価の高騰（以下「物価高騰」という。）により、介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所（以下「介護保険サービス事業所等」という。）の運営経費が増大していることを受け、介護保険サービス事業所等に対し予算の範囲内において支援補助金を交付することにより、介護保険サービス事業所等の経営悪化を防ぎ、介護保険サービス及び障害福祉サービス等（以下「介護保険サービス等」という。）の提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぎ、高齢者福祉及び障害者福祉の向上に資することを目的とする。

(補助対象)

第2条 鎌倉市物価高騰等に伴う介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所支援補助金（以下「補助金」という。）の補助対象は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす法人等（以下「対象法人」という。）とする。

- (1) 令和4年（2022年）10月1日（以下「基準日」という。）時点において、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に規定される、別表第1又は別表第2に掲げる鎌倉市内に所在する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）を運営する法人等であること。
- (2) 基準日において、前号に掲げる事業所等を休止していないこと。ただし、運営している事業所等の一部を休止している法人等を除く。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、対象法人が負担する次に掲げる経費の内、令和4年（2022年）10月1日から令和5年（2023年）3月31日までに支払があったものとする。

- (1) 燃料費
- (2) 食材費
- (3) 光熱費

(定義)

第4条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用者数
令和4年（2022年）10月の事業所等の開所日において通所、入所して

いた利用者数の平均数（小数点以下四捨五入）とする。やむを得ない事由が認められる場合、令和4年（2022年）4月から9月のうち一月の、事業所等の開所日において通所、入所していた利用者数の平均数（小数点以下四捨五入）とする。

上記の算出方法により得られる数が、事業所等の定員数を上回る場合、定員数とする。

(2) 車両

燃料費を法人で負担しており、居宅訪問又は利用者の送迎に使用している自動車（二輪車を除く）。

(利用者への還元)

第5条 この補助金の交付を受けた者は、補助の趣旨に従い、利用者への経済的還元を努めるものとする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は別表第1及び別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 対象法人が補助金の交付を受けようとするときは、鎌倉市物価高騰等に伴う介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、令和4年（2022年）12月28日までに行わなければならない。

3 申請は、介護事業所、障害事業所それぞれについて1法人につき1回限りとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付可否を速やかに決定し、鎌倉市物価高騰等に伴う介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、対象法人に通知し、交付を決定した場合は補助金の支給を行う。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助を行うことを決定したときは、交付を決定した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の決定を受けた法人（以下「交付法人」という。）は、当該サービス等終了後14日以内に、鎌倉市物価高騰等に伴

う介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所支援補助金実績報告書（第3号様式）及び領収書の写し等補助対象事業に係る支出を証する書類を市長に提出しなければならない。

（書類の保存）

第11条 交付法人は、次の各号に定める書類を、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- （1） 鎌倉市物価高騰等に伴う介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）
- （2） 収入及び支出の関係を示す書類（決算書類等）
- （3） 補助金額の算定の根拠を示す書類（運営規定、重要事項説明書、サービス提供表等）

（調査等）

第12条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、交付法人に対し報告を求め、前条に掲げる書類等を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（交付決定の変更及び取消し）

第13条 市長は、交付法人が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を変更又は取り消すものとする。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。
- （3） 第10条の規定による報告で示された、令和4年（2022年）10月から令和5年（2023年）3月までの事業所等の開所日において通所、入所していた利用者数の平均数（利用者実績数）が、第7条の規定による交付申請時に第1号様式別表で示された利用者数の1/2（小数点以下切り捨て）に満たない事を確認したとき。
- （4） 補助対象経費が補助金交付額を下回ったとき。
- （5） 前4号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による変更又は取消しをしたときは、交付法人に鎌倉市物価高騰等に伴う介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所支援補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第4号）により通知する。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定による変更又は取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその一部又は全部の返還を命ずることができる。

(補助金等の一時停止等)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じられた交付法人が、当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、その交付法人に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）の定めるところによる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年（2022年）11月22日から施行する。

別表第1（第2条—第4条関係）

介護区分	対象事業所	交付額
1	<p>事業所が鎌倉市内に所在する、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回、随時対応型訪問看護介護</p> <p>※別表第2障害区分1に掲げるサービス及びこの項に掲げる複数のサービスに係る事務を同一の事業所（同一の敷地内において当該複数のサービスに係る事務を行っている事業所。事業者番号が同一でないものを含む。）で行っている場合には、どれか1つのサービスを提供している事業所とみなす（重複しての申請は行えない）。</p>	<p>居宅訪問又は利用者の送迎に使用している車両の台数×4,000円（燃料費）</p>
2	<p>事業所が鎌倉市内に所在する、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>※車両の台数については、1台の車両を他事業と併用していたとしても、重複しての申請は行えない。</p>	<p>1事業所あたりア・イ・ウの合計額</p> <p>ア 送迎を行う事業所：利用者の送迎に使用している車両の台数×4,000円（燃料費）</p> <p>送迎を行わない事業所：なし</p> <p>イ 食事の提供を行う事業所：利用者数×4,680円（食材費）</p> <p>食事の提供を行わない事業所：なし</p> <p>ウ 全事業所：利用者数×1,700円（光熱費）</p>
3	<p>施設が鎌倉市内に所在する、介護老人福祉施設（短期入所生活介護も含む）、介護老人保健施設（短期入所療養介護も含む）、認知症対応型共同生活介護、介護付有料老人ホーム</p>	<p>1事業所あたりア・イの合計額</p> <p>ア 全事業所：利用者数×14,040円（食材費）</p> <p>イ 全事業所：利用者数×3,400円（光熱費）</p>

別表第2（第2条—第4条関係）

障害区分	対象事業所	交付額
1	<p>事業所が鎌倉市内に所在する、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援</p> <p>※別表第1第1項に掲げるサービス及びこの項に掲げる複数のサービスに係る事務を同一の事業所（同一の敷地内において当該複数のサービスに係る事務を行っている事業所。事業者番号が同一でないものを含む。）で行っている場合には、どれか1つのサービスを提供している事業所とみなす。</p> <p>（重複しての申請は行えない）</p>	<p>居宅訪問又は利用者の送迎に使用している車両の台数×4,000円（燃料費）</p>
2	<p>事業所が鎌倉市内に所在する、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援</p> <p>※車両の台数については、1台の車両を他事業と併用していたとしても、重複しての申請は行えない。</p>	<p>1事業所あたりア・イ・ウの合計額</p> <p>ア 送迎を行う事業所：利用者の送迎に使用している車両の台数×4,000円（燃料費）</p> <p>送迎を行わない事業所：なし</p> <p>イ 食事の提供を行う事業所：利用者数×4,680円（食材費）</p> <p>食事の提供を行わない事業所：なし</p> <p>ウ 全事業所：利用者数×1,700円（光熱費）</p>
3	<p>施設が鎌倉市内に所在する、施設入所支援、共同生活援助</p>	<p>1事業所あたりア・イの合計額</p> <p>ア 利用者数×14,040円（食材費）</p> <p>イ 利用者数×3,400円（光熱費）</p>
4	<p>事業所が鎌倉市内に所在する、地域活動支援センター</p>	<p>1事業所あたりア・イの合計額</p> <p>ア 送迎を行う事業所：利用者の送迎に使用している車両の台数×4,000円（燃料費）</p> <p>送迎を行わない事業所：なし</p> <p>イ 利用者数×1,700円（光熱費）</p>